和氣清麿
一代記
本朝錦繡談圖會

五

へ13
3941
5

本朝錦繍談図会巻五　　洛　東籬亭主人補編

感得神夢登高雄

和気清麻呂朝臣昔日　勅を奉つて宇佐の神官等が奸曲を糺し帰路日出駅に旅寐しけるに夜前栽の皎月清潔よしく工造ざる水石の雅趣殊に面白かりければ独庭上に下り立て東方西方と散歩しけるが何しか孤の山上にいたりぬ。峰の松風颯々として自から俗塵を拂ひ谷の流水滔々として聞る心地を洗ふさる。又比類なき方なさに心楽しく歩ともなく山又山を越く一峯に出れバ豈計らん楓樹数株秀て黄を染め濃薄紅を交へ宛も錦繍の幔幕の如くなる

大正十年八月廿九日 寄贈 大學出版部

門 へ13 號3941 巻5

業ならざるハなし。清麿心中にいぶかり。是ハ何国のいかなる人ならんと問まく思ひ折から。鳩の杖にすがりたる老翁。忽然と来りて清麻呂朝臣に出でいふに老翁。此所ハ何国ぞ。この嶺ハ何とかいへる。老翁杖をとゞめ朝臣をみて。汝知らずや。まさる都の隣国。山背国の北山高雄の山乃峯なり。此山こそ汝が有縁の地にて。美名を千載に顕すべき地なるべし。自ハ汝一宗の堂舎を造立せん事を。勧めよや清麿と。教の言耳根にひゞくと等しく。翁が身より光を放ち。忽丈余の日輪と化し。西の方に飛去ぬると思へバ南柯の一夢にして。其身旅館に安臥しありけり。朝臣驚き身を起し。夢の容を考へ給ひ。是ハ全く宇佐の大神の霊告なりんと。心中に恭礼し。人にも語らず帰洛有て。

諸件をも治つゝ後稲積一個を召具して。密に山背の国よりかり。乾の方の高山に分登り給ひ。其名を問せ給へバ。山背丹波の国分なる。白雲山（今の愛宕山なり）とよぶ嶺上より国見なしまつる良ふあらく突然たる高山（今の比叡山也）あり。国の三方峯々と連綿る。究も浪の帰するがごとく。南方闊然と披て。志るも大河を帯ぶ。其国勢の霊妙なるを感じ給ふ。此白雲山の北にあたりて。紅に只一の峯あり。朝臣心裡に其悦しき給ひ。屈曲丹嶺を踏分て。終に楓樹爛漫たる嶺にいたりたまひけり。昔日夢中に散歩せし。山の容形川乃清流。少も違ざりければ。益霊夢を恭感折から杣夫一人歩き来るを。朝臣路傍に待て山の名問ふて。杣夫怖縮答へけれ。是ハ山背葛野郡にて。此梺を高雄村と字す。よつて俗高雄山と称すと申すお

いよ〳〵夢告に違ざれバ。彼杣夫に案内させ。山下山上を巡覧したまふ。芳野の春の白雲を唐紅に映ずるごとく。是も紅葉の一目千本。訖合豊山（多武の峯　初瀬山）の秋にをのうれ。看々錦をもて満山を包が如く。而も清浄の霊山を感じ。軈て樸なる里正と計つて。一宇の堂舎を建ん事を約し。心勇みて帰館なし。工匠に命じ造立做せらる。日を経て一伽藍落成しけれバ。稲積を剃髪染衣せしめ。食禄を与へて守護せしめらる。志のましくも。朝臣おかす旨ありし。此事いまだ奏しのえざりしに。後宝亀十一年に葎の序をもて。抑日出駅に太神の夢告を蒙り。密に白雲高雄に堂を。私に堂舎造立の一伍一什を覆蔵なく上表し奉るに。帝ことに叡感あつて則神護寺と勅号をたまひける。後年

淳和天皇御宇天長二年当寺を弘法大師に附して神護国祚寺と号し。空海住山を六年。大に密宗を開きたまふ爾来今に至り繁栄し。貴族方法嗣なる也。殊に楓林益繁茂し。年々秋毎。都の貴賤群参し。紅楓の勝地最第一と称す。まさに当山鐘楼にかけたる梵鐘ハ。銘ハ菅原是善卿（菅神の御父）序ハ。右少辨橘朝臣広相筆者ハ藤原敏行朝臣なりしと本朝名物三絶と称しられ。今に現然たり

類聚国史に。清麿初め。山背国葛野郡高雄山に伽藍を造立しけり。宝亀十一年。更に神勅によりて同国葛野郡高雄山にうつしけるとぞ

修補　水利　摂河泉

天應元年摂州河州の国司等奏しけるハ。當大和国平郡。葛下。両郡の境国分寺川ハ。亀瀬岸下へ流る川なるに。近年川岸頽廃して。霖雨またハ暴雨ハ大縣安宿部郡ハ勿論国中諸所に溢るゝ。其余決堤及へ溢流し。田圃および人民の災害度々なれバ。自然貢税納がたく。領民困窮のもとひなり。希くハ水利を修覆して洪水を修められん事を歎けるに。大臣以下諸卿僉議ありて。維ときに防河使をおかれん事を議す。百川公宣く。和気清麻呂ハ此使たるべし。渠既に大隅備前の水害を修して後國繁昌なるを守る者ハ。清麻呂に補して宜かるんと宣ふ。諸臣諾もその任彼朝臣なるべきと。異口同音に答。百川公此旨奏聞ありけれバ。帝叡志も合ひ。直に清麻呂を簾下に召て。摂河泉

防河使に補せらるゝ。卿宣勅を奉じて。清麻呂叡志を畏こ
百川公に向ひ。臣先年罪を犯して。大隅へ配せらるゝ折。生駒山を
越て河内路を経。摂州に至る。張輿の中より其国の高低を
見察して。恐くハ水害あらんを計る。志あるに今大任を蒙る上ハ
臣禹王の徳あらずといへども。君の為に家を顧ず。勉て人民の
災を除き。国の豊饒を計りて奉らんと回奏なせしかバ。叡
感ましまして。即摂津大夫推兼せしめ給ふ。ここにおいて
下司を従へて。清麻呂ハ君恩身に余ると。且面目を施し。一千
余人の歩卒を将て。即日都を発足し。先大和国分寺より
青谷越。亀瀬岸下をあらため。川筋に添ひ河内に至り。大縣郡
湯川の辺に陣屋を居へ。翌日より河内国内ハのこらず摂泉を

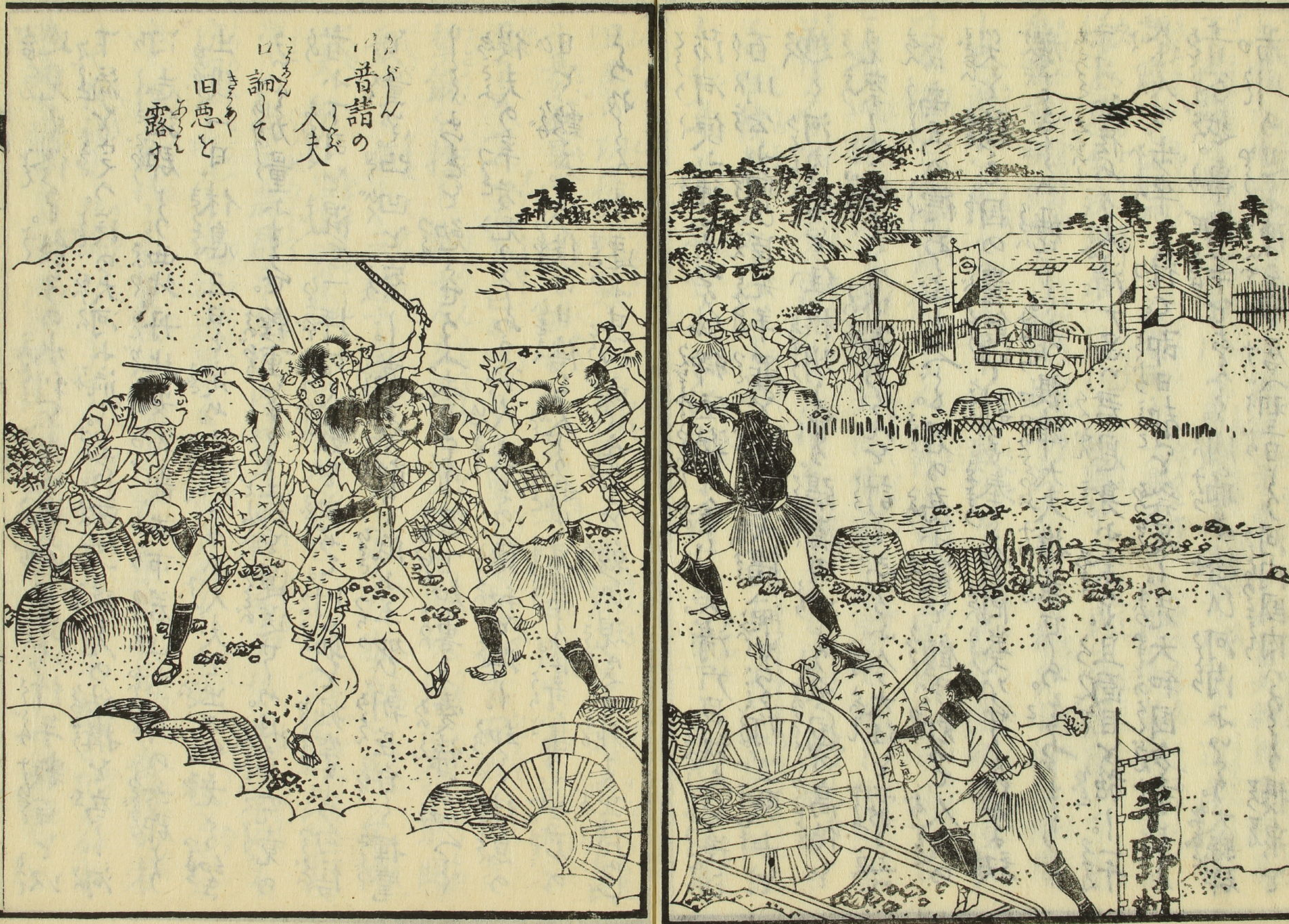

普請の人夫口論して旧悪を露す

巡見し終りて。能その水利を考へ。水筋を定め。竹竿数百を以て下流を定め。淀の大河に流し。また西海へ落さんの結構を為し。河内志紀郡より西北。丹北。安宿部。古市。若江。大県の六郡より出役一日。休息三日と定め。交代々々に人夫を出さしむ。老たる弱きもの等も力量にまかせ。軽重をなして土砂を運送せしめ。壮年究竟の者に下司を混て。一坪の人数を定めて。川筋を掘穿するの勾倍を量りて。凸凹を察し。高きを削りて低きに土加ひ。朝臣自ら揮麾しつゝ事を勉させけれ。志りまどる其下知専ら愛憐を加へつゝ役夫の辛労を見ることあれバ。人民その徳和を浴し。却て休息の日を歎き。出役の日を待ち人より我と早旦より寄集りて。此君のためならんとて。速に其功成らん事を願ひ。規定の外に出情なし

日々の功積現然しけれバ。朝臣も大いに満足ありて晴雨不管。民も兵々巡見し人民の労苦をいとひ玉ふ。或日例のごとく場所に至りしかバ一夫高声に罵りて。里正を打擲す。百姓驚き鋤鍬を捨て。数十人立隔て。里正を助け。彼一夫を取囲衆口に喧しく云懸す。朝臣これを見玉ひ。歩卒をまつて彼一夫および里正衆民を召て。其次第を糺し玉ふ。里正畏て申。渠ハ当大県郡のうち垣内村の百姓次郎平なる者の下人なり。次郎平昨日より風邪感冒にて悪寒発熱し。今日の出役に充がたく。仍て名代として差出しけるなり。然るに彼奴元来無頼の者にて。役初より口論なし。また人の妻娘に差別なく。戯を犯さんとするも度々なるが故。次郎平も大に困じ。暇を遣さんとすれども家を

出ず。断る折節この川修造なりしより。餓鬼も人数とその
侭にも置き。諸家人数不調なるとき。彼奴を加へ来るに。兎角命定
規を守らず。己々随意気儘勝手なりしかバ。今日ハすでに悉く
其の咎を咎めしに。却て聞苦しき悪言を吐き。剰へおのが以上とも
あなどりて百姓等すべて、かゝる古文の士へも及ばずと述る。朝臣熟く
渠が面容を看て。汝生国ハいづくの者ぞ。彼者面を挙て。己ハ東
国美濃の国の者とこたふ。朝臣かの者を撲地と白眼。當邑
汝ハ生国大隅の者なるぞ。今よりハ十ケ年のむかし。隣村甚右衛門が
娘に恋慕し。剰へ老母を蹴殺して逐電なしたる五郎太なるぞ。
真直に白状せよ。かの者答て。なほあらそひけるを聞ながら。
大隅とハ手習しとき。国の名を尽して聞覚しのミ。方角さへも得知ず。

且女に恋慕し。母親を害せしかど。一点も其の身に覚えなし
朝臣微笑し。汝ハかく陳ずるとも。吾清麻呂大隅遁竄のとき
家来稲積が家にありしより。冨女が奇病を助けたり。夜陰甚右衛門が家へ
外より入りし不計も女の叫ぶ声するゆゑ。暗夜ながらも女を抱へ走り出
んとなせる當時。汝稲積を撃んとするを。吾拳もて汝を撃し。眉間
瑕痕あるを顕然なり。是までなり猶争りんか。かの者一言の返答も
なく差俯伏て居たりしが。又面を挙て。今ハ何をか包まんと。其
大隅の五郎太にて冨女を奪んとハ欲しけれど。老母を害せし覚え
なし。元来の老耄なれバ。己が手に川へ突倒し。禁骨を折て自死したる
なれバ。己が害せしにハ非ず。朝臣声を高くして。汝害せしに有ずんば。
何が所以に国遠せしぞ。殊更に生国を尋ぬるにあらぬ国名をいふのこ

然ば汝。女の婬一円ならずとハ何を以て包みしと。詰たまへバ五郎太ハ
まさしく輙く罪を伏ぬ。朝臣歩卒に目して五郎太を搦めさせ。
旧悪罪名一々に記し。都に送て検非違使の廳に引渡さる。
別當尉等糺問のうへ終に死刑に處せられける。去程に水道
廻利。仁恵を兼たる朝臣の指揮に彼文王が霊臺を築しごとく。
速ならん事を求めざるまで。國民朝臣が仁恵を慕み。此君の為
に労をいとハず。日ごとに出精怠慢なく。不日に川々成就し。川下を西
なる大河〈今の淀川〉に落し。大河をも水底高低を採り浅き土砂を
上しめ勾陪を計りて。西海口〈川口〉今木津を構て海舩の出入の津とし。
すべて是まで河摂泉の川溢となく。去ども春夏田園の引水
の便利まで。残る方なく成就せしかバ。人民の歓楽大方ならず。

さらに撃壌の楽を為しぬ。其川を落せし川の助ハ今の平野川
是なり。去ハ朝臣平野郷なる里正何某がもとを旅舘として
數日滞留ありけれバ。里正の郎女美祢といへる。今年二九の春
をむかへて。天のなせる容貌風姿。加之心ざしさへ優しく。朝臣
朝臣に奉仕なしけるを。朝臣憎からず思しけるが。天縁の繋ける
にや。一夜の艸枕に。假の縁を結びたまひしに。宿世の縁や深かりけむ。
朝臣目出度皈洛の後。峯女ハ何となく心地悪く芳を忌ミ酸をこのみ。
月を越て懐妊の容なりけるに。父母大に驚て。仔細を糺問するに。
峯女もはや隠しかねて。朝臣の芳志を受し。始終を恐々告るに
父母ハ大に満悦し。かゝる田里の賤女に。誠忠潔白の清广呂
朝臣の貴胤を胎せし尊さよとて。殊に保養をなさしめ。

月充て最安しに。玉のごとき女子を産しが。其の枝葉ひろごりて。今にて平野々の百姓たり。和気姓のもの多しとかや。偖も清广呂朝臣河摂泉の川々を浚へ千余枝川溝壑まで。水利を修補し更調し。猶大河を逆登りて。淀のほとりより。木津川を上り。奈良の都に殷つかん。河内および摂泉の川々全く水利整ひて再び水害あるべからずと面奏ある。叡感ことに聊しく。其の勧賞として正四位上を叙せしめ。摂津大夫そのままに金帛許多たまわりて。一時の面目を施しけり

一説に。清广呂修理しるひし。今の元大和川なりといひ。また淀の大河をも堀て。末流を西海に落さしめるといふ。然るに和気の末裔なる小畠何某なる人。河内にいふ本傳以て地理を考へるに。飽川ハ古傳に符合する事又多しといへ勿論河内の川筋を修理するにいたりて下流を其儘になして。水利滞ざるべからんや。摂河泉の分流枝川をしく修補なさでは堂一條の川筋のことならん。まことに今三ケ國中の水利ハ。其原ハ此の朝臣の功績なれバ。其国内の人民ながく恩頼を思ひでやあるべき

察知内謀計安穏

千茲一ヶの奇事こそ発起なり。其所以ハ。因幡守氷上川継といふる者あり。是ハ天武天皇の皇子。新田邊王の御子。塩焼王の子なり。塩焼王ハ去る天平宝字八年恵美押勝謀叛のとき。新帝と僭号して味方を駆集めたるに。押勝敗亡の

後梟首せられ給ふ。塩焼王も死を賜ふ。塩焼王の簾中
不破内親王と称し　称徳天皇の御妹なり。その御腹に出生
しけるハ氷上川継なり。さきに御父ハ死を賜ひしかバ御母子
とも怒りを思ひやりて。先年隠謀をたくミて露顕して母公不
破内親王ハ押篭をせられしも。川継ハ土佐の国へ流されけり。しかれ
ども。猶遺念散じがたくて。時もがなと待たまひし。天応元年
改元の大赦ありて。川継をも赦免させ。母公の押込をも許し
給ひ。川継母子天恩を感佩すといへども。内心ハなほ今に
時得ざらん批して。旋宴に託せ公卿に交を結び。金帛を以
て乱臣を招き。心腹を成て機密を囁き。後栄の證を以て
悪党をかたらひ漸く又数百の荷擔人を得て。専らその

時節を伺ひしが。川継思ふやう。今朝文武の官擾あり。此時を
安閑として黙止べき。先ずる時ハ制し。後るゝときハ制せらるゝ。宜なり
然なりと志ふに心を決し。兼て軍略調ひしが。川継が股肱の臣
大和の国なる乙人といへる。邪神人を援らし。古今無双の
忍術者を召し。川継囁きて曰く彼有増ハ不調なりしが。汝が導きに
る忍術あり。今より禁門に忍び入りて。何方にも身を匿し。明暁寅の一天
我徒禁門に押よせ。鬨を挙るを期とし内より門扉をひらくべし。
必ず時を過ざらず。乙人頓首して。君が恩偶泰山にも勝まさり。いかで
て機密を違ふべし。我身得たる術のつくし禁門出入心のまゝなり。若
違変の事あらバ。馳向ひて注進せん。たとへ心を労し玉ふな。
静に吉左右を討ちたまへと。勇ましくも答へしかバ。川継欣然として帰る事の

利刀を与へ切なりそのち重く謝せん。乙人おしいてき。恵え玉る
業物もて。希なる玉鉾に可尺き。人を持ず登天せしめん事と也。
勇逸腰兵糧と準備なし。身軽に打扮す。勇威を発し
立出る。川継ハ彼が勇猛を悦び。早更成し心にて。皇子荷擔
の文武に密使を馳せ。今夜子刻自亭に會し。明暁禁門
を襲ん催促し。大なる宴を開き家の子郎等ととも。首途の
祝酒を汲る處に。召使官人遽しく走來。川継に参内あるべき
旨。大目魚名公の命なりと謹で演る。川継心中さいつ。召使と
客舎に招き。川継出會て。御命畏奉る。併時早東燈て及び
何事のおつし臣とらむと。召使頓首して。披官の某しらず委き
を察す。然ながら。過討近江の国司より。急使到来し。何某

といつる強盗ありて。終に郡縣を掠ぐ。其勢盛なりゆへ。皇都
を襲んも量がたしとの注進あり。君をして追討したまはんか。
何ふまれ夙く参内ましませと急ぶつぎて馳る。母公の傍より
若君をきて。喃川継。今召使が申せし条。何ともその意得がたからん。
甚だいぶかし思ひなりや。川継呵々とお笑ひ。何条去る事の候べき。
少し宮中に弥事ありて我身に危きことあるべく。乙人夙に注進せん。
又に其を追討使として。天吾々母子を祐け。宿意をと遂させ
ま處まて幸ろわる大なるあらし。所謂天の時人の和を得る
となり。必迷ひて労しのすくずと勇んで朝服を改め。松明燈して
つまと駒牽と書院の縁より下と打乗て。埒地門を出る折
りし。傍の松の下枝に。袍の袖の引かかり。挙げりの松枝の。没と

折れ落ちけり。内親王これを見て。嗚呼川継。これは何と宣
ふぞ。川継が頭に見ませ。千年を契る松が枝の我袖に
入るは前兆祥瑞なりとて吉左右告やさんと。心いさんで鼓を出て。
駒の足駆を進ませつ。禁闕にいりけれども十二門とざして開
け。衛士の守護厳重して。尋常に異なる結構に。川継心中
に不審ときゝては。衛士下司さらむかひ来へ来りけるに。因幡守
川継の君か。川継ちかへ何事に来られたるぞ。衛士腰を屈
め。君は知らずや。近江の国の強盗等。若禁闕をも襲ひ奉らんも計
がたしとの注進ありけるより。斯門々を固めまゐらす。君を召されしもこの待
なれば。早く参入なされよ。去ながら召具は皆ここに門外に残し。雑色
一人を召具しませ。川継心裡に安堵し。馬より飄と下りて左右

あるべし。心得たりと。心利たる雑色一人を具し。門扉はづかに開たる
間より。禁庭に入て。滝口の辺をすぐる処に滝口の官人帷幕
の内より来る人は誰ぞ。因幡守川継と答へ。官人急ぎ出迎へ
則ち卒て仙華門にいたり川継君参入と告ければ内より庭へといひ
らへて。門扉をひしき。川継を引入て撲地と閉す。雑色すゝん
でいらんとするを。出御なり退身よと。滝口の官人引とゞめて動かせず。
川継すゝんで渡廊を昇る処に。左衛士督道人とかいへる強勇
の卿出向ひと等しく。勅諚なり川継縛を請よの言の下拳を
固めて川継が眉間を丁と打つ。原より豪傑の川継なれども。
不意をうたれし強力の拳に。眼暈て牢竈と。二足三足後退。
逶迤とよろめくを忍居たる。力士等五七個顕れ出。両手を取て打

伏ぬ。終に厳しく禁して。清涼殿下に蹲居る。殿上には左府魚
名公をはじめ。納言参議座を連ね。威儀堂々たる形容に。川
継殿上を屹と見て。臣川継何事のありて問答にも及ばずかの
容形。道理不尽なる計ありて。魚名公を謀と白眼ば左府は
声をあらゝげて。卿兼て帝を恐ざる。已に先年隠謀ありしを土佐
に配流の身となりしを。僥に恩免せられ深く君恩をおもは
ざるに。猶こりずまに文武をかろしめ。亦も王佐を傾ん結構。明白
に白状あるべしと宣へば。川継くち笑ひ。これ魚名が手を著すの弐。
わが筆母子に於ては。かゝる結構更になし。全く我を恨る者の
讒言なるらん。願くは理非を明白にせらるべし。此とき列中より
清原宮朝臣。左府公に一揖し。階上にすゝみ出て。足下いかに陳

ぜざるや。已に顕證あらはれたり。今更何をか包まんや川継清
麻呂を屹とにらんで。汝道鏡が心に逆ひ。大隅の嶋守なりしを。先帝
依怙の沙汰によりて今殿上に列すといへども。原田舎者の登庸
某にもあれ何をか言ん。疾顕證あらば出されよ。清丸朝臣
微笑しつゝ。瀧口官人永次を召と出べしと声の下より諾と
こたへ官人一個の壮士を牽出す。川継これをとらんに。豈計らんや。
忍せ置たる大和の乙人なり。最前より心裡に乙人いつぞ。断隠謀
露顕の期に。何の詮進もあらで潜居たれど。不測なるておのか
折りなきぞ殊に驚あまりて目を留たるぞ。縲の体もあらざる。
意気剿したる容形は少しの心を易んど。汝ハ兼て慈恵を以て
名遣に處の乙人余死冤の疑を蒙る。日頃恩恵をおもはず。

川継参内さ松枝卿を示す

余が為に之を解べし。壮士返答もなさず。清麻呂朝臣を仰ぎ。臣説話なすべしや。朝臣らが合点て許すべく。満面欣喜の色を顕らし川継に向ひ声を立て織らしき下人呼り。我こそ大隅の産なり。堤永治宗色とて。清丸朝臣腹心の臣なり。主君清丸が命によりて。彼に汝が股肱となりて无二の色とを至誠善悪邪正見聞するところ一度百件具に注進し。就中前刻時既に至りて我術以て禁闕に入まで結構まで一々に内通し奉りぬ。汝が贈りし此佩刀皇天汝が身を斬罪すべき前兆なりと。目前に差付るに。川継無念弥益ども一言の答もなかりしを。清麻呂うちひ川継にむかひ今かの者が云ふ如く。余大隅に左遷の日に。里人等の世説をきゝて渠が不測の術あるよしを穿さて

斯る賤き身にしてかゝる邪術を得たり。自然かゝる邪ある時は其術をもて身を害するとのなげきあらん。故に呼よせよくよく正き道を説暁し。術をもて邪説を禁めしに。渠大に屈伏して余に帰順する事衆に超えたり。人も亦厚く扶助なしけるに。我恩免帰洛のとき。下僕として連帰らんといへども。深慮ありける由にて更に人に知らせず。密に食料を与へて他所に住居させ。彼に農業人となし置ければ。抜なき者の備へとなしに。豈計らん足下帰洛の後。西に十二分の慎をなさんとして。由縁なき文武に親とりめ。金帛を与へて无頼を求め。其所以を見其所據を見。其所安を見されど人焉廋や。内心に奸佞を察し知。須波去ひの眼なりと渠を召寄せ。某が心裡機密を告め。足下の館に入せしは誰あらん知るものなし。渠術を以て无二の志を。

足下にハ任せしより腹心の者と思ひ。終に大事を洩らせしより日々夜々事々物々。風より聞織とらへども流石に皇孫の事族なれバ。今日まで言上おさざりしも。已に漏て内應させ。明暁事を発せん結構最早必須も猶予すべからず。左府公に言上して。今夜の取違に及ぶなり。猶この上にも陳謝せらるまんやと。物和らかに尋ねれバ。川継も低頭一言の答もなしゑず。清麻呂朝臣左府に揖ひ。凛ずぞに明白なるうへバ辭官して囚獄におくられん。左府笏を取正。今に始ざる足下の智勇。称誉するに余あり。願くハ荷擔の族を白状されん。朝臣答て糺問までもなし。文武の面々一と清麻呂紀憶せりこの件ハ猶密啓すべし。将軍ハ不破内親王とも。某に任し玉へんうと。左府もら點頭。諸事足下任せん。宜く厳重の沙汰あるべしと。

一會こらぐく奉行せらる。諸卿退出ありしかバ。清麻呂有司と宮川継及び川継が召具の輩ことごとく囚獄司に引わたさる

不覊又令伏誅臣一

却說氷上川継が舘にも同志徒黨すなはち集合の時節なれバと。密々従卒を引く集まりしに。徒首川継禁中に召されしのち。従卒一人を除かざりしバ。皇関の方に更に今ならず。是いかにも奈何あらん事ぞやと。人々不審をなす処に。一挺の宋物がけ。内の女房より内親王への文使来りしバ。不破の君ハ佝さでるき。開封バ清麻呂朝臣の姉君。和気廣虫法均尼の文なり。御子川継ぎさるに。少し不審のことかりにより宮中におゐて留置せらる上し。此ぎこの御事なきぞ。帝まのかゝらに。物ともせらるんよの勅より。御迎の輿奉らる。

尼がのりとふ入ぬる人ハ悪らん計しハわらせまじ。有るとも若否
ころがく荒らしき武士ゆゑるて。無下に狼籍なさんハ口をとら社あれ
などく細々と書しそりしやうに初めて陰謀露顕と知る。心中おどろき
いかゞはせんと躊躇らふまゝ。荷擔の面々すまとをきく。須波哉われの
大事なりしと。誰言合もかけまども。我人密々と退きて。忽殿中
人あらざれバ内親王も詮便なく。迎ひ駕に乗るれバ。一隊の有司
四面を圍ひ。飛がごとく禁中に馳ゆる。法均尼出迎。内親王を
一室に入て。自ら朝暮に心をつけ。日をく傍をはなれず。内親
王も実意を感じ。些少ハ心おち居て。徒然に日を折指れまし。
清麻呂川継母子が陰謀の形容。魚名公にふ細く奏聞あるに。
帝大に逆鱗ましく。川継母子が再度の逆心。今度ハ更に免

がく其罪當に死刑らるべき赦志ありしかバ。清麻呂魚名公と
もろひ。主上の逆鱗かしこき物から。流石に先帝の皇女皇
孫なるを。又に血ぬらんハ恐れあり。希ふ臣が微忠に免ぜられ。罪
一等を減じ。再び島守となし奉らん事をと。遜くに申さるれバ。
帝も清丸が慈恵を感じ。川継を伊豆の國。川継が姉妹。及び
内親王をも。淡路の國へ流刑せしめられけるハ。清麻呂君恩を
拜謝し奉る。則大なる建札を諸所にたてしめらる其文に云。
普天の下にすめらん文武いづれの王臣に有ざるべき。然ども耳目の
欲に出心を蔽れ。或ハ不定の浪栄を頼みに信を失ひ。義に
背き。天理に戻る故に。皇天ゆるさず。無道を明かにせざる
のみならず。天罰されて身を亡し。悪名を千載に残す。豈口惜しく

ならずや。今般氷上川継及び内謀又も露顕し母子悉
流刑に處らる。此催促に招かるゝ文武の輩幸に皇闕に簾を
掩ず矢を放ざれバ。殊に仁恵によりて姓名を問はず。更に今より
邪曲を正直に翻し。誠忠を励むに於ハ。仮令後日荷擔露顕な
すといへども。忠勤によつて旧悪を問ず。ましてや猶も迷ひをとりて
宿志を懐く輩ハ速に召捕て三族を正すべしと。里々に記さる。
四民交代して王道を慕ひ。其仁政を感仰し適荷擔なせし
輩ハ。心中に戦栗し。僣に弓弦を断ち。箭を折かくし。無二の精
忠を顕しけるとぞ。嗚呼川継母子再應の逆心重刑にあふと
處せらるべく徒黨の徒も厳科なるべきを。初中後の良計清
麻呂朝臣が英智に出て。一人も死を玉ふ者なく。元來官軍を
も動かさず刺ハ内後を戒にあらず事。諸も智仁勇兼備
のもろひと帝を始めたてまつり。公卿文武の勇将も。感賞せ
ざるハ無りけり

遷都長岡及平安

于時天應元年にあたつて　今上光仁天皇御不豫ましまし
によつて皇太子山部親王 光仁帝第一皇子 に御讓位ましまして同年四月二十
五日。即位ましまし人皇五十代の聖帝　桓武天皇と申奉る。
年号延暦元年と改元ありしも既に暮て。延暦二年と
いへるに。帝いかなる叡慮にかましけん。都を隣国なる山脊 山城なり
或説に今の山城ハもと山背と書て山キの国といへるを後世城とかきかへてヤマキと訓すとなり の国に遷し玉はんとて正三位中納言
藤原小黒麻呂。従三位藤原種継其外文武の朝臣に勅し

国見ありしめ玉ふ。諸卿献志を奉りて。山背国内を巡覧なし
乙訓郡長岡村の地あり。最上の都なりと同奏すれバ。さらバと
長岡に宮城を造るべしとて。中納言種継。左大弁今毛人。近
衛中将船守従四位下石川垣守已下五位六位都合十八
人造長岡宮使とし。畿内近国工匠等を召て。宮殿造営
あらしめ。更に近衛中将紀船守を。下上の鴨大神に奉幣せ
しめ。遷都しまさん由を告させ玉ふ。斯て国々の工匠等。数千
日夜息なく造営せしかバ。同年十月に成就す。神祇伯亀
卜ありて。同年十一月。天皇諸親王三公月卿雲客各綾羅の
袖をつらね。行粧善尽し美尽して。平城の都を後になし。長岡
の新殿に遷らせ玉ふ。従五位下石川公足大伴永主御装束

及び。行幸次第司としたまふ。皇后ハ去年より先に御母の喪に
今日の行啓をとゞまり玉ふ。後十日ばかりに従四位上出雲守豊人
正四位上和気清麻呂。前後次第司として長岡に行啓
なし玉ふ。兵部大輔藤原諸魚をして。松尾の神に従五位下を
奉り玉ふ。遷都の由を以てなり。又新に正税六十八万束を
さづく。公卿以下に頒ち玉ひて。自亭造営の料にそなへまし。
四万三千余束をよりて。士民新都に引うつる料にあたへらる。
南都の工商等き恩恵を感謝しまつりて。市店をたて。
昨日まで茅屋まばらなりしも。今日ハ忽ち商物軒をつらねて。
事物も不自由なく。繁花の都となりたる。さるに怪しき
この遷都の已前。摂州天王寺のかへるに。大さ四五寸ばかりの

蛙。いづ方より出きたりけん其員凡三千ばかり三町余に群つどひ。西北の方へ往ける。是はいかなる天災ならんと。見聞の老若恐をなしけるに。見物の中に一人の老翁ありて。是は更に驚く事ならず。近々遷都なしあらん。叡慮を悩しますなれと。いひしが。果して其の御催ありけるとや。又其頃晴明なる夜あまたの星位を乱して。西の方に飛を聚しかりしが。人々殊に驚き恐れしが。果して遷都の兆なりしとや。かくて遷都の礼式ととのひしが。其功ある人々に爵禄をあたへ。清麻呂朝臣は。中宮大夫を兼任ありしが。遷都のちまた旧都に残れる人多く。人心何となく穏ならざるを粗叙聞しめしたまひ。清麻呂朝臣を民部大輔として。民の政を司どらせ

左京右京職東市西市司に命じて。士民と賑ひしものに清麻呂朝臣専ら恩恵を以て民に利益あらん事を計り。税を減じて施しを旨とし。畿内近国に命じて。産物を都に積上させ問屋市立して売買なさせしかば。市店自ら賑らしく寧楽の都にはまさるさまなりけり。同六年に至りて奥州に山賊蜂起し。郡県を犯し。其勢強大なりしが奥羽より櫛の歯を挽が如く注進せしかば諸卿僉議のうへ。参議紀古佐美卿を。征東将軍として是を伐しめ。又は百済王苅田麻呂の男田村麻呂をして蝦夷を征せしめたまひしが。為に数万の人民夫役のため遠国に在りて人心又も穏ならざりしに。八年には皇太后崩じたまひ。九年の春は畿内近国飢饉し。十年には伊勢皇大神宮に盗ありて炎上し。その外

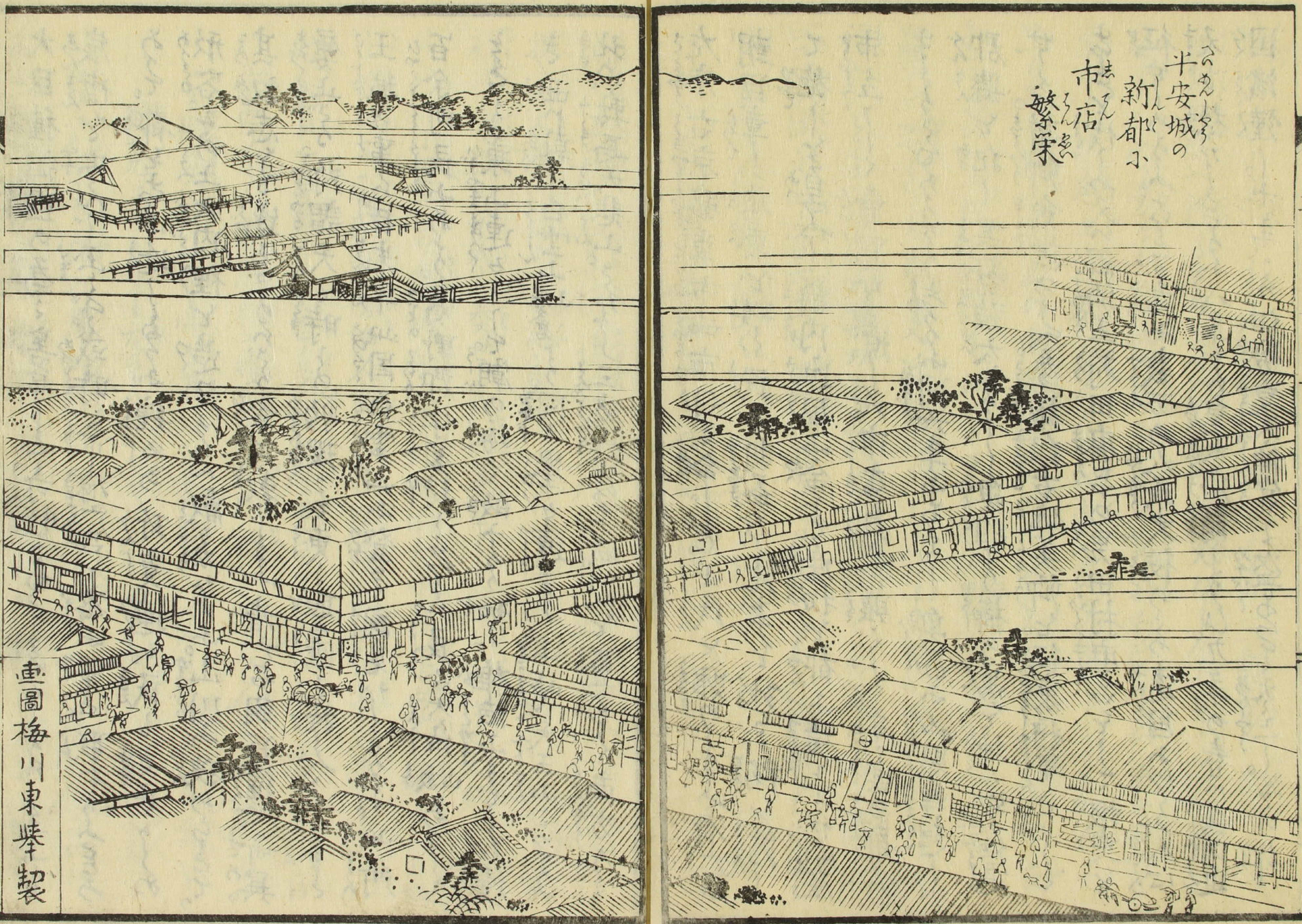
平安城の新都に市店繁栄
畫圖 梅川東挙製

大臣種継。盗の為に害せられし。奇怪なるゆゑありしかバ。主上も
宸襟を安んじ玉はず。或時帝清麻呂を密に召され。朕おもふところ
ありて。都をこゝに遷しゝに種々の珍事連々。民も安居しかね
形容。その上大内裏を造りかゝる叡慮なるに。山川に狭められて。
其叡志をも遂させられざる旨を勅しければ。清麻呂朝臣謹で。奇異
屡止ざる。所謂天と時との順環にて。更に聖徳に拘るべからず
王城の事ハ臣先年此国白雲山に登て国見なしけるに。此所
百余町艮にあたり。葛野郡宇多村といふ良に大岳叡山あり。
それより東山連々として潮の海に皷するが如く。雄徳山までつらなり続
き。西ハ乾に白雲山愛宕山より同く峯々連りて。山崎天王山につゞき。
北へ鞍馬大悲山さながら三方山をもて城郭を畳ごとく。南方ハ広く

闊然と開け。賀茂川桂川木津川おち合て先年臣水利を補せし
摂州木津川口より西海に落つ。実に四神相応の地にして万代不
朽の帝城なりしんと奏せしかバ。龍眼ことに麗く則ち大納言継縄
中納言小黒麻呂参議紀船守。神祇伯大中臣子老右衛士督坂
上刈田丸。衛門督佐伯久良麻呂。陰陽助船田等を遣し。清麻
呂朝臣を先達として。宇多村を巡見させらるゝに実も清麻呂朝臣
が奏せしごとく。方境豊饒にして大内裏を建らるべき。霊境なる
よしを廻奏ありしかバ。帝も其地を叡覧あらんとて潜に鳳輦を
促し国見ましますに左の方ハ青竜の流水暖り右に白虎の太道を
通じ。前に朱雀の沢畔見えて後に玄武の高山聳へ誠に四神
相応の霊地なるを叡感ましく。又三方山嶺累連なりしを

称誉なりのひ。今日より山脊の文字を山城と更め。五畿の最初に唱へべしと勅しの上（和泉摂津とぞなづくるなり 結しは大和山背河内、）頓て長岡より還幸ありて宇多村に大内裏を造営ましまさん事を宣ふ。公卿等商議のうへ。同年六月より又も諸国の工匠を召登せ造営をつとめさせまひしに。同年十月に方地東西二十町南北廿六町の間東京を左京とし。洛陽と号し西京を右京とし長安と号す。東京の大宮より西京の大宮通まで。南北へ一条通より二條通までを宮城とし築地の四方に十四の大門をかまへ裏に玉楼金殿および。八省院豊楽院諸寮諸司の官所おの〱甍をならべさせ。長安洛陽朱雀門通を（今の千本通く）中央にして東西の両京を分ち。朱雀通より東へ坊城通より東京極通（今の寺町）まで。十六筋の町をかまへ西京坊城より西京極まで

東京と同じく十六筋を分ち。東西合せ三十三筋を竪町とし一条より九条まで。三十九筋を横町としこれを九重の都と称し縦横大路小路の丈数を定め。條ごとに坊舎を建其九重のうちに三公九卿百官百司の殿舎等。巌重に成就なせしかば。博士に吉日良辰を撰ませ時是延暦十三年十二月廿一日長岡の王宮より新大内裡に遷幸ありける。構形すこぶる巌重にして公卿以下百官百司。鳳輦の前後に供奉し伶人音楽を奏する声。心耳をすまし万歳の唱へ人気を勇ましむ。目出度新内裡に入御まします。諸慶賀を治められ。帝更に都を平安城と勅しまします。尚王城鎮護のために。その長七尺の神人を造らせ。鉄の甲冑を着せしめ。正東山に埋められまふ。所謂将軍塚これなり。今も王地に珍事あらんとするときは。

必鳴動して其前兆をあらはしむとぞ

英名千載震四海

平安城全く成就せしかバ。商工の輩我先と。九重の内に市店を構
思〻の看牌を出し。呉服帛布を積ならべ。家具用具を餝り
造酒を醸せバ餅団を搗き。魚鳥を庖丁すれバ菜果を
刻む。これが為に商賈。阡佰を奔走して。古今まれなる都会と
なりしかバ。帝の叡喜ハ言挙も恐し。士民ともに百載の住居
を定め。万民快楽の御代とぞ成にける。帝公卿以下造宮使
の面々に。官階昇進なさしめ給ひ。就中和気の清麿朝臣の
垂功大なりとて。従三位民部卿に推任叙し給ひ尚中宮大夫
を兼まくの　勅宣を蒙らせ給ひけれバ。其君恩を感佩しまします

忠勤をはげまし玉ひしが。実や春秋智勇を皆ず。清麿卿已
に享年六十三歳となりけれバ。自から身体疲労を覚え給ひ情思ひ
玉ひけるハ。余原六位の侍なり。今上階を経たり。民部卿兼中宮大夫
を職すと。御慈悲ある君恩なれバ報じ奉る期あるべからず。されど
喬木風に倒るゝの恐あり。殊更男廣世文章生より式部大輔。
兼大学別当まで昇進ある上ハと。則表を捧げて。骨骸を
養ん事を乞玉ふ。（骸骨をこふとハ老をやしなふの事日本後紀に見えたり）隠居なして志るまでも　帝これを許
し給はず。高年なれバ勤仕ハ随意たるべしと公田をさへ賜ひしかバ
推て勤仕をなし給ひしが。暇ゝ勤仕の間々に民部省例といへる
書を撰み給ひしが。己に其書就しかバ則叡覧に備へ奉り給ひける。（本朝
後記に云。民部省例二十巻を撰今
猶存とえしけるまでに今ハ絶て無しぞ惜）かくて光陰ハ箭のごとく延暦十八年の

春にいたり。正四位上和気廣虫法均尼。何となく心地常ならず
ござれば。帝に御暇を賜ひ。清麻呂卿の里亭に下り。唯専ら
佛名をとなへ給ひ。終焉の時を俟給ひけるが終に正月廿日とらのこく行年
七十歳にして卒去なしけり。清麻呂卿悲歎大方ならず。其佛事
作善懇に修し玉ひけるにあまりてより卿も又何となく痨をうれへ給ひ
終に病牀に着給ひしが。或とき嫡男廣世二男但馬守達男。三男
大学頭真綱。および女子等を呼集ひ我亡なん後の事を具さに遺
言なし。殊更に兄弟互に親睦するは君忠親孝の二ツ全し。これ
信より出る処なれば也。たとへ我為に百千の僧を供養なすとも。
信の心を失ひ。互に疎情発るなれば。余更に喜びとせず。これ忠孝を
忘失するが故なり。鳥の死んとする時其鳴も悲しく。人死んとする則

言よしと。生涯肝心に銘して忘るべからずと。具々教諭なしたまひ
さらに又我亡骸は高雄山上に王城に對ひて埋葬すべし。たとへ
魂は天に皈するとも。魄は此土にとゞまりて日夜王城を守護し奉
ると誓ひたまひ。已に二月二十一日の暁。沐浴して朝服を着し。
遥に皇居を拝し平座ながらに薨去し給ふ。是當延暦十八年
の春。春秋六十七歳とかや。廣世等哭泣數剋なりといへども復るべ
き道あらざれば。此条奏し奉るに帝もいたく哀戚ましまし御衣の袂
を濡し給ひ。即時に正三位を追贈あり。大臣已下百官司はもと
より。怪しの民間の男女まで宛も考妣を喪するがごとく是が為に
三日が業を廃す。みな忙然として其死をおしみけるとや。斯て
廣世兄弟遺命のごとく。洛北高雄山に埋葬し奉る。すなはち

護國善神と祝ひ奉る嗟歎此卿の忠節潔白。実古今比類ち
すくなからず。仰ぐも中々恐くなん。斯く嫡男廣世朝臣家督
なりしかば卿におとらぬ義烈にて。而も聖経賢傳を暁し。大学寮
を預り。儒生教諭なして六帝の御覚へ益目出度く。追々推叙
を蒙り和氣の子孫弥益の繁昌しのみか。全く善神の幸福
によるくなりと。謹て畢て筆を閣く

一説に丹波山國庄中江村といへる處に。護國善神の
御社あり。和氣氏歴代これを守護す。三王社とも云
又墓地あり。里人云清麻呂卿ハ此所に納め奉る神
廟なりと。其是非を志らず。然れども国史旧典を考るに

高雄山に納むるに據あり。其上千載の後嘉永四年の
春。更に高雄山に勅使を発され正一位護王大明神の
尊号を賜ふ。よつて高雄山に納奉ると明白に記し奉
まつり。されども丹波の御社も由縁あるべし。猶後人の考へ
を俟つ

本朝錦繍談圖會巻五　大尾

皇都
藤井文政堂
寺町通五条上ル町
書林
山城屋佐兵衛